

熊本大学生命資源研究・支援センター規則

(趣旨)

第1条 この規則は、熊本大学学則（昭和24年6月1日制定）（以下「学則」という。）第7条の2第2項の規定に基づき、熊本大学生命資源研究・支援センター（以下「センター」という。）に関し、必要な事項を定める。

(設置目的)

第2条 センターは、熊本大学（熊本大学医療技術短期大学部を含む。以下「本学」という。）における遺伝子改変動物その他の研究資源及びこれらの研究資源情報の利用等をとおして、諸科学分野の教育研究の総合的推進に資することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 遺伝子改変動物をはじめとする実験動物の作製、開発、保存、供給、データベースの構築、解析及びバイオインフォマティクスに関すること。
- (2) 動物を取り扱う実験（以下「動物実験」という。）及び遺伝子を取り扱う実験（以下「遺伝子実験」という。）並びにアイソトープを利用する実験（以下「アイソトープ実験」という。）及び機器を利用する実験（以下「機器分析実験」という。）に係る研究並びに技術指導に関すること。
- (3) 動物実験及び遺伝子実験並びにアイソトープ実験及び機器分析実験に係る教育、啓発及び情報提供に関すること。
- (4) 全学のアイソトープ実験の安全管理に関すること。
- (5) その他センターの目的を達成するために必要な事項

(部門)

第4条 センターに、次に掲げる部門を置く。

- (1) 動物資源開発研究部門
- (2) 資源解析部門

(施設)

第5条 センターに、次に掲げる施設を置く。

- (1) 動物資源開発研究施設
- (2) 遺伝子実験施設
- (3) 機器分析施設
- (4) アイソトープ総合施設

2 前項のアイソトープ総合施設に、次に掲げる施設を置く。

- (1) 黒髪地区アイソトープ施設
- (2) 本荘地区アイソトープ施設
- (3) 大江地区アイソトープ施設

(職員)

第6条 センターに、次に掲げる職員を置く。

- (1) センター長

- (2) 部門長及び副部門長
- (3) 施設長
- (4) 専任教員
- (5) 客員教授及び助教授
- (6) その他必要な職員
(センター長)

第7条 センター長の選考は、本学の専任の教授のうちから、第10条に定める運営委員会の推薦に基づき、学長が行う。

- 2 センター長は、センターの業務を掌理する。
- 3 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 センター長に欠員を生じた場合の補欠のセンター長の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。
- 5 センター長の選考に関し必要な事項は、別に定める。

(部門長及び副部門長)

第8条 動物資源開発研究部門の部門長及び副部門長の選考は、センターの専任の教授のうちから、資源解析部門の部門長及び副部門長は、第10条に定める運営委員会の委員である教授のうちから、センター長の推薦に基づき、学長が行う。

- 2 部門長は、部門の業務を統括する。
- 3 第5条の施設のうち、同条第1項第1号及び第2号の施設にあつては動物資源開発研究部門長が、同項第3号及び第4号並びに第2項各号の施設にあつては資源解析部門長がそれぞれ管理を担当する。
- 4 副部門長は、部門長を補佐する。
- 5 部門長及び副部門長の任期は、選考を行ったセンター長の在任期限までとする。ただし、当該センター長に欠員を生じた場合は、補欠のセンター長により部門長及び副部門長が選任されるまでとする。

(施設長)

第9条 教育研究に関する放射性同位元素を適切に管理し、放射線障害の発生を防止するため、第5条第4号及び同条第2項各号の施設にそれぞれ施設長を置く。

- 2 第5条第4号の施設長は資源解析部門の部門長又は副部門長のうちからセンター長が選考し、同条第2項各号の施設長は次条に定める運営委員会において委員の互選により行う。
- 3 施設長に欠員が生じた場合は、センター長がその職務を代行する。

(委員会の設置)

第10条 センターの管理運営に関する事項を審議するため、熊本大学生命資源研究・支援センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の組織)

第11条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) センターの専任の教授
- (3) 資源解析部門の専任の助教授
- (4) 大学院医学薬学研究部から選出された教授 4人

(5) 各学部（医学部及び薬学部を除く。）、大学院自然科学研究科、医学部附属病院、エイズ学研究センター、発生医学研究センター及び医療技術短期大学部から選出された教授 各1人

(6) その他センター長が必要と認めた者 若干人

2 前項第4号から第6号までの委員は、学長が委嘱する。

3 第1項第4号から第6号までの委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

4 第1項第4号から第6号の委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

(委員会の審議事項)

第12条 委員会は、センターに関する次に掲げる事項を審議し、及び教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）の規定により教授会の権限に属させられた事項を行う。

(1) センターの業務に関すること。

(2) センター長候補者の推薦に関すること。

(3) 客員教授の選考に関すること。

(4) その他センターの管理運営に関する重要な事項

2 前項第2号及び教員の人事に関する事項は、委員のうち教授である委員のみで審議する。

(委員長)

第13条 委員会に、委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する部門長がその職務を代行する。

(議事)

第14条 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、教育公務員特例法の規定により教授会の権限に属させられた事項に係る議事については、出席した委員の3分の2以上の議決を必要とする。

(意見の聴取)

第15条 委員長は、必要があるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(代議員会)

第16条 委員会に、熊本大学学則第12条の5の規定に基づき、代議員会を置く。

2 代議員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) センター長

(2) 各部門長及び各副部門長

(3) 第11条第1項第4号の委員の互選による1人

(4) 第11条第1項第5号の委員（学部及び大学院自然科学研究科）の互選による1人

(5) 第11条第1項第4号の委員（本条第2項第3号の委員を除く。）及び第11条第1項第5号の委員（医学部附属病院、エイズ学研究センター、発生医学研究センター及び医療技術短期大学部）の互選による1人

(6) その他委員会委員長が必要と認めた者 若干人

3 代議員会は、第12条第1項各号に掲げる委員会の審議事項のうち、次に掲げる事項を審議する。

(1) センターの専任の教員の併任及び兼業に関すること。

(2) 非常勤研究員及び外国人客員研究員の採用に関すること。

- (3) 民間等との共同研究及び受託研究に関すること。
- (4) 奨学寄付金の受入れに関すること。
- (5) センターの教員の海外渡航に関すること。
- (6) 委員会から付託された事項に関すること。
- (7) その他管理運営に関し必要な事項

4 前項に掲げる審議事項は、代議員会の議決をもって、委員会の議決とする。

5 代議員会の審議事項に関し、疑義が生じた事項については、委員会において審議し、議決するものとする。

6 代議員会の委員長、議事及び意見の聴取については、前3条の規定（第14条第2項ただし書の規定を除く。）を準用する。

（専門委員会）

第17条 委員会に、センターの運営に係る専門の事項を調査検討するため、必要に応じ、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に必要な事項は、別に定める。

（事務）

第18条 センター、委員会及び代議員会の事務は、医学・薬学等事務部総務課において処理する。

（雑則）

第19条 この規則に定めるもののほか、センターの組織、運営等に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

2 次に掲げる規則は廃止する。

- (1) 熊本大学機器分析センター規則（平成3年4月12日制定）
- (2) 熊本大学遺伝子実験施設規則（平成6年6月24日制定）
- (3) 熊本大学アイソトープ総合センター規則（平成6年6月24日制定）
- (4) 熊本大学動物資源開発研究センター規則（平成10年4月9日制定）
- (5) 熊本大学黒髪地区放射性同位元素総合研究室規則（昭和43年7月26日制定）
- (6) 熊本大学本荘地区放射性同位元素総合研究室規則（昭和53年8月23日制定）
- (7) 熊本大学黒髪地区放射性同位元素総合研究室運営委員会規則（昭和43年7月26日制定）
- (8) 熊本大学本荘地区放射性同位元素総合研究室運営委員会規則（昭和53年8月23日制定）

3 この規則施行後、熊本大学生命資源研究・支援センターの初代センター長候補者の推薦に関する申合せに基づき任命されるセンター長は、第7条第1項の規定により選考されたものとみなす。

4 この規則施行後最初に委嘱される第11条第1項第4号から第6号までの委員の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、平成17年3月31日までとする。

熊本大学生命資源研究・支援センター運営委員会 動物資源開発研究部門研究支援推進専門委員会細則

(設置)

第1条 熊本大学生命資源研究・支援センター規則（以下「規則」という。）第17条第1項の規定に基づき、熊本大学生命資源研究・支援センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）に、熊本大学生命資源研究・支援センター運営委員会動物資源開発研究部門研究支援推進専門委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 動物資源開発研究部門長（以下「部門長」という。）
 - (2) 熊本大学生命資源研究・支援センター動物資源開発研究部門（以下「研究部門」という。）の各分野（部門長が所属する分野を除く。）の教授 各1人
 - (3) 規則第11条第1項第4号の委員の互選による2人
 - (4) 規則第11条第1項第5号の委員の互選による2人
 - (5) その他委員長が必要と認めた者 若干人
- 2 前項第5号の委員は、熊本大学生命資源研究・支援センター長が委嘱する。
- 3 第1項第5号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 4 第1項第5号の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

(審議事項)

第3条 委員会は、研究部門に関する次の事項を審議する。

- (1) 適正な動物実験及び遺伝子実験の実施を確保するための方策に関すること。
- (2) 遺伝子改変動物をはじめとする実験動物の作製、開発、保存及び供給に関すること。
- (3) 実験動物に係る飼育管理、営繕・設備管理及び研究支援に関すること。
- (4) 実験動物及び動物実験に係る教育及び研修に関すること。
- (5) 実験動物及び動物実験に関連した社会的活動に関すること。
- (6) その他研究部門の研究支援を推進するために必要な事項

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、部門長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第5条 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 委員長は、必要があるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(報告)

第7条 委員長は、委員会の審議結果について、運営委員会に報告するものとする。

(事務)

第8条 委員会の事務は、医学・薬学等事務部総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この細則は、平成15年8月11日から施行し、平成15年4月1日から適用する。
- 2 熊本大学動物資源開発研究センター運営専門委員会細則（平成10年9月30日制定）は、廃止する。
- 3 この細則施行後最初に委嘱する第2条第1項第5号の委員の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、平成17年3月31日までとする。

熊本大学生命資源研究・支援センター 動物資源開発研究施設実験動物利用者委員会規則

(設置)

第1条 熊本大学生命資源研究・支援センターに、熊本大学生命資源研究・支援センター動物資源開発研究施設（以下「施設」という。）における実験動物の利用に関し必要な事項を審議するため、熊本大学生命資源研究・支援センター動物資源開発研究施設実験動物利用者委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 動物資源開発研究部門の各分野の教授 1人
 - (2) 施設において実験動物を利用する者（以下「利用者」という。）がいる研究室の教官 研究室ごとに1人
 - (3) その他委員長が必要と認めた者
- 2 前項第2号及び第3号の委員は、生命資源研究・支援センター長が委嘱する。
- 3 第1項第2号及び第3号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 4 第1項第2号及び第3号の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

(審議事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 実験動物及び動物実験に関すること
- (2) 利用者への指導助言に関すること。
- (3) その他実験動物の利用に関し必要な事項

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、第2条第1項第1号の委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第5条 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 委員長は、必要があるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 委員会の事務は、医学・薬学等事務部総務課において処理する。

(雑則)

第8条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成15年8月11日から施行し、平成15年4月1日から適用する。
- 2 熊本大学動物資源開発研究センター利用者専門委員会細則（平成10年9月30日制定）は、廃止する。
- 3 この規則施行後、最初に委嘱される第2条第1項第2号及び第3号の委員の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、平成17年3月31日までとする。

熊本大学生命資源研究・支援センター運営委員会 遺伝子改変動物等データベース管理運用専門委員会細則

(設置)

第1条 熊本大学生命資源研究・支援センター規則第17条第1項の規定に基づき、熊本大学生命資源研究・支援センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）に、熊本大学生命資源研究・支援センター運営委員会データベース管理運用専門委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 生命資源研究・支援センター長（以下「センター長」という。）
 - (2) 生命資源研究・支援センター動物資源開発研究部門（以下「研究部門」という。）の専任の教授
 - (3) 学内の情報処理関係分野の教官 若干人
 - (4) その他委員長が必要と認めた者 若干人
- 2 前項第3号及び第4号の委員は、センター長が委嘱する。
- 3 第1項第3号及び第4号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 第1項第3号及び第4号の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

(審議事項)

第3条 委員会は、研究部門の遺伝子改変動物等のデータベース（以下「データベース」という。）に関する次の事項を審議する。

- (1) データベースの作成に関すること。
- (2) データベースの管理・運用に関すること。
- (3) データベースの公開に関すること。
- (4) その他データベースに関し必要な事項

(委員長)

第4条 委員会に、委員長を置き、センター長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第5条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 委員長は、必要があるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(報告)

第7条 委員長は、委員会の審議結果について、運営委員会に報告するものとする。

(事務)

第8条 委員会の事務は、医学・薬学等事務部総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この細則は、平成15年8月11日から施行し、平成15年4月1日から適用する。
- 2 熊本大学動物資源開発研究センターデータベース専門委員会細則（平成14年2月27日制定）は、廃止する。
- 3 この細則施行後、最初に委嘱される第2条第1項第3号及び第4号の委員の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、平成17年3月31日までとする。

熊本大学本荘・大江地区実験動物安全管理委員会規則

(設置)

第1条 熊本大学本荘・大江地区実験動物安全管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議)

第2条 委員会は、本荘・大江地区に腎症候性出血熱及び実験動物と動物実験の安全管理に関する重要問題について審議する。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 生命資源研究・支援センター長
- (2) 生命資源研究・支援センター動物資源開発研究部門長
- (3) 生命資源研究・支援センター動物資源開発研究部門副部門長
- (4) エイズ学研究センター長
- (5) 発生医学研究センター長
- (6) 医学教育部長
- (7) 薬学教育部長
- (8) 医学部附属病院長
- (9) 医療技術短期大学部長

(委員長)

第4条 委員会に、委員長を置き、生命資源研究・支援センター長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第5条 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 委員長は、必要があるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 委員会の事務は、医学・薬学等事務部総務課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、本荘・大江地区の腎症候性出血熱及び実験動物と動物実験の安全管理に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規則は、昭和57年11月18日から施行する。

附 則

この規則は、昭和59年4月19日から施行し、昭和59年4月12日から適用する。

附 則

この規則は、平成11年7月14日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

熊本大学本荘・大江地区における 腎症候性出血熱のための安全管理基準

(趣旨)

第1条 この基準は、熊本大学本荘・大江地区実験動物安全管理委員会（以下「委員会」という。）規則第8条の規定に基づき、熊本大学本荘・大江地区における腎症候性出血熱（以下「HFRS」という。）の媒介動物として疑われるラット、マウス等げっ歯類（以下「ラット等」という。）の飼育及び実験の安全を確保するために必要な事項を定める。

(統括及び主任者)

第2条 熊本大学本荘・大江地区にある生命資源研究・支援センター動物資源開発研究施設等の実験動物の飼養若しくは保管又は動物実験を行う施設（以下「施設」という。）におけるHFRSの安全管理は、委員会が統括するが、実施に当たっては各施設の主任者がこれを行う。

2 主任者は各施設ごとに定める。

(主任者の職務)

第3条 主任者は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) ラット等を生産者又は他の施設等から納入又は分与を受ける際には、ラット等の系統、週齢、性別、由来、施設内納入年月日等を記録、保存するとともにHFRS抗体が陰性であることを確認すること。
- (2) ラット等を取り扱う者（以下「取扱者」という。）の名簿を作成し、ラット等を取り扱った期間を記録、保存すること。
- (3) ラット等の安全な取り扱いを指導すること。
- (4) 取扱者の健康に留意し、かつ、必要に応じて血清（2ml）を採取し、凍結（-20℃）保存すること。
- (5) 取扱者の施設への立ち入りを規制し、確認すること。
- (6) 施設内及び周辺環境条件の保持に努めるとともに、空調機器等の日常の保守、点検を行うこと。
- (7) 施設への野鼠及び昆虫類等の進入防止及び施設内のラット等の逃亡防止策を講じること。

(施設における厳守事項)

第4条 取扱者は、主任者の指示に従い次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) 施設内は、専用の帽子、マスク、作業衣、実験衣、手袋及び履物を着用し、施設外に退出する場合は、これらを着替え、うがい、手指等の洗浄、アルコール等による消毒を行うこと。
- (2) 施設内及び周辺の清掃、消毒、野鼠、昆虫類等の駆除を行うこと。
- (3) ラット等の飼育数の過密化を避け、動物間の交流を防止すること。
- (4) 不要になった血液、組織及び排泄物、死体等は密封の上焼却処理すること。
- (5) 使用済ケージ（床敷も含む）、給水瓶、実験用器材等は、原則として高圧滅菌を施し、その他アルコール消毒等を励行すること。
- (6) 指定された場所以外では、飲食、化粧、喫煙等の行為をしないこと。
- (7) 発熱等の身体的異常を感じた場合は、主任者に届け出るとともに、速やかに医師の診察を受け

ること。

(健康診断)

第5条 ラット等の取扱者に係る健康診断及び HFRS 診断を行うため、健康管理医若干名を置く。

2 健康管理医は、委員長が指名した者をもって充てる。

3 取扱者は、必要に応じて速やかに健康管理医による健康診断を受けなければならない。

4 健康管理医は、健康診断の結果を所定の様式に従って記録し、それを主任者に通知し、主任者は委員長に報告しなければならない。

(HFRS 発生時における措置)

第6条 委員会は、取扱者が HFRS の感染の疑いがある場合には、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 施設内への関係者以外の立入りを禁止すること。

(2) 関係者全員の健康診断及び HFRS 抗体価検査を行うこと。

(3) ラット等の搬出入を禁止すること。

(4) ラット等の HFRS 抗体価検査を行うこと。

2 委員会は、HFRS の感染が確定した場合には、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 施設内の全てのラット等を安楽死させ、焼却処分するとともに、施設内の消毒を実施すること。

(2) 学内関係者に HFRS 感染の発生について通知し、注意を喚起すること。

(3) 施設の使用再開に当たっては、必要な対策を講じた後、施設使用を許可するものとする。

(報告)

第7条 委員会は、HFRS 感染の疑いがある者又は HFRS 感染者が生じた場合には、直にその旨を関係機関に報告しなければならない。

附 則

この基準は、昭和57年11月18日から施行する。

附 則

この基準は、平成11年7月14日から施行する。

附 則

この基準は、平成15年8月11日から施行し、平成15年4月1日から適用する

熊本大学生命資源研究・支援センター

動物資源開発研究施設有害物質投与動物実験実施要項

(趣旨)

第1 この要項は、熊本大学生命資源研究・支援センター規則第19条の規定に基づき、熊本大学生命資源研究・支援センター動物資源開発研究施設（以下「施設」という。）における有害物質の投与を伴う動物実験（以下「有害物質実験」という。）を適正に実施し、及び環境汚染を防止するため必要な事項を定める。

(定義)

第2 この要項において「有害物質」とは、別表に掲げるものをいう。

2 この要項において「有害物質実験区域」とは、施設の有害物質実験用動物飼育室、有害物質実験室及びこれらに係る廃棄物処理設備をいう。

(有害物質実験の実施場所)

第3 有害物質実験は、有害物質実験区域以外で行ってはならない。

(有害物質実験専門委員会)

第4 施設における有害物質実験に関する重要事項を審議するため、有害物質実験専門委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 生命資源研究・支援センター長（以下「センター長」という。）
- (2) 生命資源研究・支援センター動物資源開発研究部門病態遺伝分野の教授
- (3) 大学院医学薬学研究部から選出された熊本大学環境安全センター運営委員会委員 1人
- (4) その他センター長が指名する者 若干人

3 前項第4号の委員は、センター長が委嘱する。

4 第2項第4号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

5 第2号第4号の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

第5 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

第6 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 委員会の議決は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第7 委員長は、必要があるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

第8 委員会の事務は、医学・薬学等事務部総務課において処理する。

(有害物質実験取扱責任者)

第9 施設に、有害物質実験取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）1人を置き、生命資源研究・支援センター長（以下「センター長」という。）が委員会委員のうちから、これを指名する。

2 取扱責任者は、次の業務を行う。

- (1) 有害物質実験による環境汚染並びに人の健康及び生活環境への影響を防止するために必要な対策を講じること。
- (2) 有害物質実験に関する指導
- (3) その他有害物質実験の実施に関し必要な事項
(有害物質実験の承認)

第10 有害物質実験を行おうとする者は、あらかじめ所属する研究室の長の同意を得て、別記様式の有害物質実験系動物飼育申込書を動物資源開発研究部門長（以下「部門長」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 部門長は、別表のクラス2及びクラス3に規定する有害物質を使用する有害物質実験について、前項の承認をしようとするときは、委員会の議を経なければならない。

(有害物質実験区域の使用方法)

第11 有害物質実験区域を使用するときは、熊本大学生命資源研究・支援センター動物資源開発研究施設使用心得によるものとする。

(実施)

第12 この要項は、平成15年8月11日から実施し、平成15年4月1日から適用する。

- 2 熊本大学動物資源開発研究センター有害物質投与動物実験運用要項（昭和58年7月21日制定）は、廃止する。
- 3 この要項実施後、最初に委嘱される第4第2項第4号の委員の任期は、第4第4項の規定にかかわらず、平成17年3月31日までとする。

別表（第2関係）

| 区 分 | 有 害 物 質 名 |
|------|---|
| クラス1 | (1) カドミウム及びその化合物 (2) シアン化合物 (3) 有機燐化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。) (4) 鉛及びその化合物 (5) 六価クロム化合物 (6) 砒素及びその化合物 (7) 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 (8) ポリクロリネイテッドビフェニル（別名PCB） |
| クラス2 | 有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号）で規制されている物質 |
| クラス3 | 特定化学物質等障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）で規制されている物質 |

別記様式

| | | | | | | | | | | | | | |
|-----------|-----|-------------|--|--------------------|--|------------|-----|---------|--|-----------|--|-------|--|
| 実 験 者 氏 名 | | 所 属 | | 官 職 | | センター使用証No. | | 内 線 電 話 | | 授 印 | | 教 授 印 | |
| 動 物 種 | 系 統 | 生産業者での微生物統御 | | 年齢・体重 (優先事項を記入) | | 性 別 | 匹 数 | 生産業者名 | | 納 入 業 者 名 | | そ の 他 | |
| | | CV・クリーン・SPF | | (g・kg) (月・週・日齢) | | ♂・♀・不問 | | | | | | | |

納入希望： 年 月 日 受付番号

有害物質実験系 動物飼育申込書

| | | | |
|----|-----------|-----------|-----------|
| 本館 | 1) 一般 | 3) アイソレータ | 4) 有害 |
| 新館 | 5) 感染ドラフト | 7) バタリー | 8) 孵卵機 |
| | 1) 一般マウス | 6) 感染マウス | 9) アイソレータ |

該当するものを○印で囲んで下さい。

申込書提出： 年 月 日

動物実験計画
届出書整理番号

| | | |
|--|--|---------------------------------|
| 希望事項 (納入日・飼育室・飼育方法 etc.) があれば記入して下さい。 | 感染あるいは有害実験区域を使用する場合は 微生物・有害物質の種類を記入して下さい。 | 特殊な飼料・飲水を給与する場合は 内容を明示して下さい。 |
| 実験期間 年 月 日～ 年 月 日 | 実験内容 (詳細に記入して下さい。) | 飼育許可印 |

納入： 年 月 日

熊本大学生命資源研究・支援センター 動物資源開発研究施設使用心得

1. 使用の原則

- 1) 熊本大学生命資源研究・支援センター動物資源開発研究施設（以下「施設」という。）の使用は研究・教育その他本学の運営上必要と認められたものに限る。
- 2) 施設は、本館と新館からなり、このうち新館に関してのみ必要な事項は別に定める。

2. 使用資格

動物実験を行う次の者（以下「使用者」という。）が施設を使用できる。

- 1) 本学の教職員並びに学生
- 2) 生命資源研究・支援センター動物資源開発研究部門長（以下「部門長」という。）が使用を認めた者

3. 使用者の登録

- 1) 使用者はあらかじめ所定の様式により部門長に指紋等による登録の申請をする。
- 2) 部門長は登録申請者に施設使用に関する講習会の受講を義務づけることができる。
- 3) 登録した事項に変更がある場合、使用者はあらかじめ部門長に届出・許可を得なければならない。

4. 施設への出入

- 1) 入館の際には、指紋照合の上、使用者名簿に必要事項を記入する。
- 2) 施設内では下足交換場所で備え付けの上履にはきかえ、更衣室で備え付の実験衣に更衣する。
- 3) 使用者は施設職員の指示、施設内の表示及び所定の動線に従って行動しなければならない。

5. 飼育申込み

- 1) 施設において動物の飼育を希望する者は、原則として飼育開始の14日前（検疫期間を含む。）までに所定の用紙に必要事項を記入の上、施設事務室に申込み、部門長の許可を得るものとする。
- 2) 飼育許可は、原則として申込み後3日以内に申込み者に連絡する。
- 3) 部門長より飼育が許可された者は、それぞれの所属する事務部に購入を依頼する。
- 4) 動物の使用可能年月日等は施設より使用者に連絡する。
- 5) 使用者は使用の許可を得た内容に変更があった場合、その都度申請し、部門長の許可を得るものとする。

6. 動物の検疫

- 1) 施設内に動物を搬入する際には、施設にて所定の検疫を行う。
- 2) 検疫中もしくは飼育・実験中であっても、実際に不適と部門長が判定した動物については、部門長は使用者と協議の上、しかるべき処置をとることができる。
- 3) 使用者は死因不明及び感染症の疑いのある動物を発見した場合には、施設事務室に速やかに連絡する。

7. 動物の配置

- 1) 動物の飼育室等への配置は施設が行う。
- 2) 使用者はケージの位置を変更したり、自己の動物以外の動物に無断で接触したりしてはならな

い。

8. 動物の搬出・再搬入

- 1) 動物の死亡、又は実験終了による処分及び動物を搬出するときは、動物又は動物死体がいたずらに部外者の目に触れないように心がける。
- 2) 施設外に持出された動物を再度持ち込むことは原則として禁止する。ただし、実験上やむを得ない場合には、施設事務室に連絡の上、その指示に従う。

9. 飼料

動物の飼料は原則として施設で一括準備する。

10. 飼育器具・機材

- 1) 飼育に使用するすべての器具及び機材類は、施設において洗浄・消毒・滅菌する。
- 2) 施設外に飼育器具及び機材類を持出すことは、原則として禁止する。
- 3) 使用者が飼育管理を行う場合、飼育に必要なケージ、給水ビン、床敷等は施設で準備するので、必要な物品をあらかじめ施設事務室に連絡するものとする。

11. 飼育管理等の分担

- 1) 特殊実験系動物（19に規定する。）の飼育管理、ケージ交換等は使用者が行う。
- 2) マウス、ラット、イヌ、ネコ、ウサギ等の飼育管理及び清掃作業は施設の職員が行う。
- 3) 動物の系統維持及び繁殖は原則として使用者が行う。
- 4) 施設職員による実験補助は、原則として行わない。

12. 飼育管理の方法

- 1) 使用者が飼育管理を行う場合、以下の項目に注意する。
- 2) 飼育管理作業は1日1回行う。
- 3) 清浄器具類は指定の場所に施設で用意する。
- 4) 床敷を入れるケージは週1回、ブラケット型は2週に1回の割合で、清浄ケージに交換する。
なお、飼育室内で床敷を交換すると塵埃が飛散するので、清浄な床敷付ケージに動物を入れ換える。
- 5) 一部の飼育室では中央集塵装置が設置されているので、これを使用する。
- 6) 給水ビン給餌器は他のケージで使用したものを再度使用せず、常に清浄なものを使用する。
- 7) 飼育室退室に際して、動物ケージのフタ、扉あるいは止金の閉まっていることを確認すること。
なお、飼育室の照明はタイマーにて自動的に点滅するのでむやみに触れてはならない。
- 8) 汚染飼育器具及び機材類は使用者において、指定された場所まで運搬する。

13. 飼育経費

- 1) 動物別の飼育経費は飼育代・床敷代等を含め、当分の間、表1のとおりに定める。
- 2) 使用者が準備した飼料による飼育経費は表1のとおりに定める。
- 3) 飼育経費は各講座から校費を施設運営費に振替える。

14. 一般実験系死体の処理

- 1) 一般実験系のすべての動物の死体は、使用者において指定の場所に備付けてある袋に入れて、各階の死体捨て容器あるいは地下1階の冷蔵室に収納する。
- 2) 動物死体の焼却のみを施設に依頼する場合、施設事務室にて必要事項を記載の上、地下1階の冷蔵室に収納する。この場合の経費は表2のとおりに定める。
- 3) 死体は施設において焼却処分する。

15. 一般実験系廃棄物の処理

- 1) 一般実験系廃棄物は、動物の死体、可燃性廃棄物、不燃性廃棄物又は注射針等の危険物に区分して収納すること。
- 2) 一般実験系廃棄物のうちの動物の死体及び可燃性廃棄物は、施設で焼却処分する。

16. 感染実験系廃棄物の処理

- 1) 感染実験に使用した動物の死体、糞尿等は、消毒又は滅菌後でなければ廃棄することができない。
- 2) 感染実験系廃棄物は必要事項を記載の上、死体及びその他の廃棄物に区分して、指定された場所に保管する。
- 3) 感染実験系廃棄物は施設で焼却処分する。

17. 有害物質実験系廃棄物の処理

- 1) 熊本大学生命資源研究・支援センター動物資源開発研究施設有害物質投与動物実験運用要項第2第1項に定める有害物質の廃棄物に関しては、必要事項を記載の上、所定の袋に入れて指定された場所に保管する。
- 2) 有害物質実験系廃棄物の焼却のみを施設に依頼する場合、施設事務室において所定の用紙に必要事項を記載の上、指定された場所に保管する。この場合の経費は表2のとおりに定める。
- 3) 有害物質実験系廃棄物は施設で焼却処分する。

18. 手術室等の使用

- 1) 手術室、X線撮影室又は行動観察室（以下、「手術室等」という。）の使用を希望するときは、所定の用紙に必要事項を記載の上、使用日の7日前までに施設事務室に提出し、部門長の承認を得ること。この場合の経費は表3のとおりに定める。
- 2) 手術室等を使用する時間及び室名の決定は部門長が行う。
- 3) 特定の手術室等を連続して使用する場合には、部門長の承認を得ること。
- 4) 手術室等における準備、実験補助、後整理、掃除等は実験者が行う。
- 5) 施設で手術器具等の滅菌を行う場合は、滅菌方法等の必要事項を所定の用紙に記載の上、指定された場所に置く。

19. 特殊実験系動物飼育室の使用

- 1) 特殊実験系動物飼育室とは施設本館の有害物質実験系動物飼育室・感染実験系動物飼育室・恒温恒湿室・ヒナ飼育室及び無菌動物飼育室をいう。
- 2) 特殊実験系動物飼育室の使用を希望するときには、所定の用紙に必要事項を記載の上、使用日の7日前までに施設事務室に提出し、部門長の承認を得ること。
- 3) 使用時間、使用室の決定は部門長が行う。
- 4) 特殊実験系動物飼育室の使用料は、表4のとおりとする。

20. 手術室、実験室等への機械及び器具類の搬入並びに取扱い。

- 1) 機械・器具類を搬入する場合は、あらかじめ所定の用紙に必要事項を記載の上、部門長の承認を得ること。
ただし、簡単な解剖器具、注射器具等の実験器具類は、この限りではない。
- 2) 持込み機械・器具類の維持・管理は使用者が行う。
- 3) 持込み機械・器具類は実験終了後、連続して使用しない場合には、すみやかに搬出しなければならない。

- 4) 許可を得て搬入した機械・器具類であっても、他の使用者の実験や施設の運営に支障を生ぜしめたときには、部門長は機械・器具類の搬出を命ずることができる。
- 5) 施設に常備されている機械・器具類の取扱いについては、慎重を期し、部門長の許可なくして移動させてはならない。

21. 飲食・喫煙の禁止

部門長の定める場所を除いて、施設内での飲食、喫煙は禁止する。

22. 使用者の責任

- 1) 使用者は使用心得を遵守し、施設の秩序及び清潔を保持し、施設及び設備を常に良好な状態に保つように努めなければならない。
- 2) 使用者が故意又は重大な過失により、施設・設備を破損し、又は紛失した場合は、その損害を補填・修理しなければならない。

23. 実験の禁止

- 1) 施設内でR Iを用いた実験は禁止する。
- 2) 施設内で生きた動物を用いる実験以外は禁止する。
- 3) 施設の機能上、維持不可能な実験動物については禁止する。

24. 施設使用の制限又は禁止

使用心得を遵守せずに、他に著しく迷惑を及ぼす場合は、部門長は使用者に注意を与え、さらに施設使用の制限又は禁止の措置を講ずることがある。

動物個体を用いるアデノウイルスベクター による感染実験のガイドライン

(平成9年5月29日 組換えDNA安全委員会)

動物実験施設感染実験室を用いて、アデノウイルスベクターによる動物個体への感染実験を行うにあたり、「大学等の組換えDNA実験指針」並びに他大学におけるアデノウイルスベクターによる動物実験の実情を参考にし、以下のような指針を設定する。

1. アデノウイルスをベクターとして用い、感染力のある組換えウイルス粒子を産生する「増殖型」アデノウイルスを動物個体に用いる実験は、動物間の感染を防ぎながら特に慎重に進める必要があるため、通常の感染実験室で行うべきではなくP3レベルの実験室で実施すべきである。また、増殖型アデノウイルスを用いた実験は、大臣承認実験として位置づけられる。
2. ヒトアデノウイルス5型のような非増殖型アデノウイルスベクターは、動物個体内及びヒトにおいて自立増殖性を全く欠くことから安全性が高いと考えられる。非増殖型アデノウイルスベクターで、クローン化されたDNAの発現蛋白機能がよく理解されており、その機能から考えて安全度評価における意味の病原性、毒素産生性、発癌性、薬剤耐性などの性質がないものについては、機関承認実験として位置づけられ、以下のような制限のもとに、感染実験室において動物個体を用いた実験を行うことができる。
 - a) 「非増殖型アデノウイルスベクター」であることを必須の条件とする。
 - b) 原則として、3ヶ月以上の長期感染実験は現在の施設においては行わない。
 - c) ヒトに対して病原性の高いアデノウイルスベクターは、非増殖型であっても現在の施設においては使用しない。
 - d) 非増殖型アデノウイルスでも、動物個体が既に野生型のアデノウイルスに感染していた場合、組換えが生じて増殖型アデノウイルスに変化する可能性が稀ながらあると考えられるため、全ての実験は感染実験区域内で行うこと。
 - e) 実験従事者として、動物実験施設の従事者を加えること。

表1 飼育経費

| 動物種 | 飼育経費：円／ケージ／日 | 飼料持込の場合 |
|------------|--------------|---------|
| マウス | 22 | 12 |
| ヌードマウス | 39 | 12 |
| ラット | 35 | 17 |
| ヌードラット | 70 | 17 |
| モルモット | 84 | 35 |
| ウサギ | 86 | 45 |
| ネコ | 121 | 47 |
| サル | 246 | 171 |
| イヌ（8～16kg） | 202 | 137 |
| ニワトリ | 62 | 38 |
| ヤギ | 422 | 273 |
| ハムスター | 35 | 17 |
| ブタ | 422 | 273 |
| スナネズミ | 23 | 17 |
| フェレット | 86 | 45 |
| カエル | 137 | 137 |

表2 焼却料

| | |
|--|---------|
| センターにて動物を飼育した場合、それに伴う廃棄物（含む、動物死体）の焼却料金は不要であるが、動物死体等の焼却のみをセンターに依頼する場合は以下の経費を徴収する。 | |
| 一般実験系廃棄物 | 99円/kg |
| 有害物質実験系廃棄物 | 415円/kg |

表3 手術室等の使用料

| | |
|---|---------------|
| 手術室等の使用経費は光熱水道代、空調費、設備備品の維持ならびに償却（無影燈、手術台、オートクレーブ、簡易無菌手洗器等）、医療ガス（酸素、笑気、吸引）等からなるが、使用料金は午前、午後、夜間をそれぞれ1単位として、次のように定める。 | |
| 1. 手術台 1台 | 1単位当たり 1,487円 |
| 2. 行動観察室 | 496円 |

表4 特殊実験系動物の飼育経費

| 飼育器材 | 飼育経費（円／日） |
|----------------|-----------|
| 無菌動物：アイソレータ | 152+飼料代/台 |
| 有害物質実験系動物：ドラフト | 398+飼料代/台 |
| 感染実験系：ドラフト | 455+飼料代/台 |
| ヒナ：パタリーケージ | 967+飼料代/台 |
| ふ卵器 | 910+飼料代/台 |

熊本大学生命資源研究・支援センター 動物資源開発研究施設の新館の使用心得

熊本大学生命資源研究・支援センター動物資源開発研究施設の新館（以下「新館」という。）で飼育される動物は SPF マウスのみ限定される。マウス飼育区域の使用に際しては、これまでに既に制定されている。熊本大学生命資源研究・支援センター動物資源開発研究施設（以下「施設」という。）に関わる規則を遵守する事は無論であるが、特に新館に限って遵守すべき事項については以下に定める。

1. 人について

- 1) SPF マウス以外の動物に触れた人（各講座内で飼育している動物に触れた人あるいは家庭で飼育している齧歯類に触れた人も含む）はクリーン区域に立ち入る事はできない（SPF マウスの定義は「2 マウスについて」、クリーン区域は「6. 人、動物等の動線について」で述べる）。
- 2) 10階「感染実験用動物飼育室」を使用している人は8、9階の飼育区域に立ち入る事はできない。
- 3) SPF マウス以外の動物に触れた人でも、接触後14日以上を経過していれば立ち入る事ができる。
- 4) 許可された人以外の立ち入りは禁止する（あらかじめ、施設の本館（以下「本館」という。）1階の事務室で指紋登録を行う）。
- 5) 飼育区域へは正面玄関から西側エレベーターを経由して6階から入る。
- 6) 見学者の立ち入りは禁止する。

2. マウスについて

- 1) SPF マウスとは以下に示す病原微生物が陰性である事が証明されて3ヶ月以内の動物をいう。ただし、※印を付した病原微生物については4ヶ月以上12ヶ月以内の検査成績で陰性が証明されたものでも構わない。

Mycoplasma pulmonis, *Corynebacterium kutscheri*, *Salmonella* spp., *Pasteurella pneumotropica*, *Escherichia coli* O115 a, c:K (B), ※ *CAR bacillus*, *Helicobacter hepaticus*, *Clostridium piliforme*, *Mouse hepatitis virus*, *Sendai virus*, *Ectromelia virus*, *Mouse adenovirus*, ※ *Lymphocytic choriomeningitis virus*, ※ *Pneumonia virus of mice*, *Syphacia* spp., *Aspicularis tetraptera*, *Giardia muris*, *Spironucleus muris*, *Trichomonads* etc., endoparasit

- 2) 新館（7階アイソレータ室、10階感染実験用動物飼育室を除く）に持ち込む事のできる動物は指定された生産業者の SPF マウスのみとする。
- 3) 指定された生産業者以外の機関から持ち込むマウスは、あらかじめ生殖工学的な手法（体外受精—胚移植、体外受精—凍結保存—胚移植）でクリーニングしたのちに作出された SPF マウス（交尾した雌の生殖道から採取した胚を移植して、生まれたマウスも含）のみマウス飼育室に搬入できる。
- 4) 本館で飼育中の SPF マウスをそのまま新館へ持ち込む事は禁止する。ただし、前項の方法に従って作出して SPF が証明されれば新館への持ち込みは可能である。
- 5) その他、SPF の詳細については、病態遺伝分野の判断に従う。

3. マウスの検疫について

- 1) 新館で検疫が必要と判断されたマウスは7階アイソレータ室あるいは10階感染実験用動物飼育室にて隔離飼育される
 - 2) 生殖工学的手法で作出されるマウスについては、仮親と出産した仔マウスを隔離飼育し、離乳時に仮親を微生物モニタリング用として検査する。
4. マウスの飼育について
- 1) 通常の飼育管理（給餌、給水、ケージ交換等）は新館職員が行う。ただし、実験の都合上、実験者が自ら飼育管理する必要があると判断された場合はこの限りではない。
 - 2) 飼育管理を行う際には消毒操作に留意し、特に手指の消毒についてはラック毎に行う。
 - 3) マウスを飼育管理する人は飼育室単位に固定する。
 - 4) 土曜、日曜、祝祭日及び年末・年始等の連休は適宜飼育管理を行う。
 - 5) マウス飼育室に同じ日に再入室する人は、入室する際には衣類等の消毒を厳重に行う。
 - 6) 実験者が飼育室以外の部屋（ケージ等を保管している準備室等）に立ち入る事は禁止する。
5. 物品・生物材料について
- 1) 新館に搬入する物品は、あらかじめオートクレーブ、エチレンオキシドガス、アルコール等により滅菌あるいは消毒を行う。
 - 2) 新館に持ち込むES細胞、血清、培養細胞等の生物材料は、病原微生物が陰性と確認された場合のみ搬入する事ができる。生物材料の病原微生物の検査は施設でも行うが、ただし、検査対象微生物は、当分の間、Mouse hepatitis virusのみとする。
6. 人・動物等の動線について
- 1) 6階の更衣室以後（7階以上及び東西のエレベーター）はクリーン区域とする（6階の管理室、東西の階段、空調機械室、屋上は含まない）。
 - 2) 人
 - ① あらゆる人の出入りは新館1階の正面玄関あるいは西側入口（正面玄関裏側の入口）から西側エレベーターを経由して6階から入る。
 - ② 6階の飼育区域直前に設けられた指紋照合装置を経て入る。
 - ③ 6階の動物管理事務室（636室）にて動物飼育申込等の事務手続きを行う。
 - ④ 6階の更衣室（637・639室）にて専用の衣類、靴下、履物、マスクに更衣する。
 - ⑤ 東側エレベーターで飼育室に進む。
 - ⑥ 飼育室に入室する場合は、手指等を消毒し、飼育室毎に備え付けられた専用の履物、手袋を装着する。
 - ⑦ 他の飼育室に再入室する場合は、飼育室毎に⑥の手順を行う。
 - 3) 動物・エサ
 - ① 業者等と新館職員との動物・エサの受け渡し場所は1階の東側エレベーターホール前。
 - ② 1階東側エレベーターホールにて消毒後飼育区域へ搬入。
 - 4) 死体・使用済み床敷等の廃棄物及びモニターマウス
 - ① 実験者が発見した死体は各階の所定の位置に設置された容器に実験者毎に廃棄する。
 - ② 新館職員が発見した死体は6階の低温保存室（607室）にて1週間保存し、以後は新館職員側にて焼却処分する。
 - ③ 新館職員が発見した死体の情報については6階の廊下に設置した掲示板に掲示される。
 - ④ 死体と使用済み床敷等の廃棄物の処理は新館職員にて行う（新館職員が東側エレベーターで

3階渡り廊下まで運び決められた場所に置く。本館へは本館職員が運び込み適宜焼却処分する。
モニターマウスの本館への移動も同様の手順とする)。

7. 10階「感染実験用動物飼育室」の使用について

1) 10階「感染実験用動物飼育室」は病原微生物が検出された場合の隔離飼育用に使用されるが、
その他にアデノウイルスベクターによるマウス個体への感染実験用にも使用される。

この場合、組換えDNA安全委員会が定められた「動物個体を用いるアデノウイルスベクター
による感染実験のガイドライン」に従う。

2) 10階の感染実験区域を使用する場合の動線は前項の「人、動物等の動線について」に従うが、
さらに感染実験区域の更衣室（1002室）にて専用の衣類等に更衣する。

3) 感染実験区域の飼育管理は実験者毎に行う。

- ① 実験者は更衣室（1002室）及び前室（1003室）に設置された箱付き台車に清浄ケージ（新館職員が準備）等を入れて飼育室に持ち込む。
- ② 感染実験用動物飼育室にて実験・飼育管理が終了した後は、飼育室を清掃・消毒後、交換したゲージ等の汚染器材を箱付き台車に入れて汚染器材滅菌室（1032室）に運び込み所定の位置に置く（以後の処理は新館職員にて行う）。
- ③ 感染実験用動物飼育室で採取した試料は適当な容器に入れて密封し、汚染器材滅菌室にあるパスボックスにて消毒後に搬出する。
- ④ 汚染器材滅菌室（1032室）にて感染実験区域専用の衣類を脱衣し、エアーシャワーを浴びて更衣室（1002室）に戻り、入区域した時と逆の手順・順路に従って元に戻る。